

## 主 文

松戸簡易裁判所が、被告人に対し、昭和四四年二月一九日にした略式命令を破棄する。

被告人を免訴する。

## 理 由

本件記録によると、松戸簡易裁判所は、昭和四四年一月二七日付の略式命令請求により、同年二月一九日に、「被告人は、昭和四三年一〇月一八日午後一時五十分ごろ、越谷市 a b c 番地付近の道路において、法定の最高速度である毎時六〇キロメートルをこえる九六キロメートルの速度で、普通乗用自動車（A号）を運転したものである。」との犯罪事実を認定し、道路交通法六八条、二二条一項、一一八条一項三号、同法施行令一一條、刑法一八条、罰金等臨時措置法二条を適用して、「被告人を罰金二万円（換刑一日五〇〇円）に処する。」旨の略式命令をし、右命令は、昭和四四年二月二〇日被告人に送達され、法定期間の経過により同年三月七日確定したものであること、およびこれより先の昭和四三年一〇月二五日に、越谷簡易裁判所が、右と全く同一の事実につき、右各法令のほか刑訴法三四八条を適用して、「被告人を罰金二万円（換刑一日二五〇円）に処する。右罰金を仮に納付することを命ずる。」旨の略式命令をし、右命令は、法定期間の経過により同年一月九日確定したものであることが明らかである。

そうすると、越谷簡易裁判所のした略式命令の確定後に、さらに略式命令の請求を受けた松戸簡易裁判所としては、刑訴法四六三条一項により、これを通常手続に移したうえ、同法三三七条一号により、免訴の言渡をなすべきであつたといわなければならない。しかるに同裁判所は、このような手続をすることなく、前記のように、重ねて略式命令をしたのであるから、これが法令に違反し、被告人のために不利益であることは、まことに明白である。

よつて、刑訴法四五八条一号、三三七条一号により、裁判官全員一致の意見で、  
主文のとおり判決する。

検察官梶川俊吉 公判出席

昭和四四年一〇月三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳		彦
裁判官	色	川	幸	太	郎
裁判官	村	上	朝		一